

緊急時対応体制

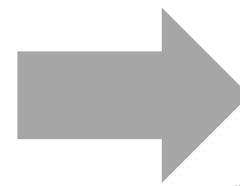
－東日本大震災時の招集状況と招集システムの信頼性－



ワーキングの詳細
はちらから

論点No.144

東日本大震災発生時、東海村では携帯電話がなかなか繋がらなかつたが、そのような事態でも災害対策本部要員を確実に招集できる対策は検討しているのか。



第21回ワーキング
(2022.7.29) で議論

ワーキングチーム検証結果

発電所に影響を及ぼす大きな地震や事故等の異常が発生した際には、一部に災害時優先通信の指定を受けた携帯電話回線による一斉通報システムを用いて要員の招集をかけること、震度6弱以上の地震の際には招集連絡がなくても発電所に参加するよう規定していることを確認。

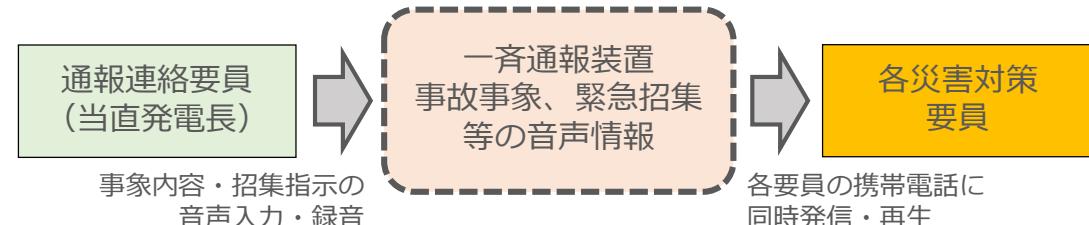
ワーキングチーム検証結果（抜粋）

○自然災害や事故等発生時の非常招集

- 発電所に影響を及ぼす大きな地震や事故等の異常が生じた場合、当直中の発電長は災害対策要員等の発電所員に一斉通報システムを用いて事象内容や緊急招集等の連絡を行う。
- 一斉通報システムで連絡を受けた災害対策要員は、夜間・休日を問わず発電所に参加する。要員の多くは発電所が立地する東海村内及び近隣市在住であり、2時間以内に十分な数の要員が発電所に集まることが可能。
- 一斉通報システムは携帯電話回線を利用。回線の一部は災害時優先通信の指定を受けている。システムはバックアップ装置を備えており、多重性を有している。
- 東日本大震災が発生した2011年以降、社内規程を改正し、「震度6弱以上※の地震発生時は、招集連絡がなくても全ての災害対策要員は発電所に参加する」旨を明文化している。

※ 東日本大震災以前から、「震度4以上」の地震発生時に、要員の一部が発電所に参加することについては明文化済み。

一斉通報システムの概要



<一斉通報システムによる災害対策要員の招集>

通報連絡要員（又は当直発電長）は、一斉通報装置に事故・故障の内容及び招集情報を音声入力し、各災害対策要員に発信する。携帯電話の回線の一部は災害時優先通信の指定を受けている。